

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請に係る添付書類一覧表

（焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場を除く処理施設）

＜申請に当たって＞

- 1 申請場所は岡崎市役所**福祉会館5階**です。
- 2 申請書類の受付は、**完全予約制**ですので、事前に御連絡ください。
- 3 申請手数料は**現金で当日納付**となりますので、忘れずに御持参ください。
※納付先は、岡崎市役所指定金融機関出張所（岡崎市役所東庁舎3階）になります。
- 4 郵送での受付は行っておりませんので、**窓口**に**直接**お越しください。
- 5 申請に必要な部数は**2部**です。うち1部（副本）はコピーで結構です。
- 6 一覧表の下に記載する（注1）から（注6）を必ず御確認ください。

No.	添付書類	焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場を除く処理施設
1	事業の用に供する施設及び土地に関する書類	① 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
		② 排ガス及び排水の処理方法についての処理系統図
		③ 設計計算書
		④ 処理工程図
		⑤ 処理施設（移動式の場合は保管場所）の付近の見取図
		⑥ 処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）※ ※ 講習会修了証については受付時に原本照合を行いますので、必ず原本をお持ちください。
		⑦ 処理施設の所有権を有することを証する書類（売買契約書及び領収書のコピーなど）※ ※ 申請者が所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類
		⑧ 生活環境影響調査書
		⑨ 公図のコピー（処理施設を設置する位置を明示すること）
		⑩ 処理施設を設置する土地の登記事項証明書（申請者が土地の所有権を有しない場合、使用権原を有することを証する書類（土地の賃貸借契約書のコピーなど）を含む。）※ 《（注4）参照》 ※ 処理施設を屋内（建物内）に設置する場合、建物の登記事項証明書（申請者が建物の所有権を有しない場合、使用権限を有することを証する書類（建物の賃貸借契約書のコピーなど）を含む。）を含む。
		⑪ 処理施設を設置する土地の隣接地所有者の隣地承諾書※（任意様式） ※ 国又は地方公共団体の長が管理者である場合（公道など）を除く。 ※ 移動式処理施設の場合は不要
		⑫ 規制法令の確認状況票※（様式あり） ※ 規制等を受ける場合、関係法令の許可書等のコピーを含む。
		⑬ 岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続及び実施に関する条例第9条で規定する協議結果通知書等のコピー※ ※ 移動式処理施設の場合は不要
2	資金調達に関する書類	① 処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式あり）
		② 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類

No.	添付書類			焼却施設、PCB 処理施設及び最終 処分場を除く処理 施設
3	経理的基礎に関する書類	法人	① 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書※、株主資本等変動計算書及び個別注記表 ※ 損益計算書中に販売費及び一般管理費、売上原価又は製造原価などが一式計上されている場合、その内訳書	●
			② 直前3年の法人税の納税証明書(その1 納税額等証明用)	●
			③ 直前3年の各事業年度の確定申告書のコピー※ ₁ (別表1(1)、別表2及び別表4) ※ ※ 別表2については、直前1年のみ ※ 修正確定申告している場合、修正確定申告書のコピー ※ 更正決定通知を受けている場合、当該通知書のコピー	●
			④ 直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類のコピー※ ※ 勘定科目内訳書のうち、「受取手形」、「売掛金(未収入金)」、「支払手形」、「買掛金(未払金・未払費用)」及び「役員報酬手当等及び人件費」の内訳書	●
		個人	① 資産に関する調書(様式あり)及びその内容を証明する書類※ ※ 金融機関が発行する残高証明書(原本)、市町村が発行する固定資産税評価額証明書等(原本)、直前期の所得税青色申告決算書(貸借対照表) など	●
			② 直前3年の所得税の納税証明書(その1 納税額等証明用)※《(注4) 参照》 ※ 給与所得者の場合、納税証明書が添付できない理由書(任意書式) 及び源泉徴収票のコピー	●
			③ 直前3年の各事業年度の確定申告書のコピー(1面)	●
			④ 直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類のコピー	●
	中小企業診断士の経営診断書	法人	(1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上 10%未満である。(直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にプラスである場合を除く。) イ 債務超過である。(直前3年間の経常利益の平均値及び直前の経常利益が共にマイナスである場合を除く。) ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△
		個人	(1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 負債が資産以下で、直前3年において所得税を納付していない年がある。 イ 負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。 ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△

No.	添 付 書 類			焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場を除く処理施設
4	申請者に関する書類	法人	① 定款又は寄附行為※ ※ 原本と相違ない旨を記入し、原本証明してください。	●
			② 法人に関する登記事項証明書 《(注4) 参照》	●
			③ 次に掲げる者の、『住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）』 《(注4) (注5) 参照》 ア 法第14条第5項第2号ニに規定する役員 イ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者※ ウ 令第6条の10に規定する使用人 ※ 株主又は出資者が法人の場合は法人に関する登記事項証明書（旧：商業登記簿）	●
		個人	次に掲げる者の、『住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）』 《(注4) (注5) 参照》 ア 申請者 イ 令第6条の10に規定する使用人	●
5	誓約書(様式あり)			●
6	申立書(様式あり)			●

注1) ●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの

注2) 申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

注3) 当該許可申請（移動式処理施設を除く。）に当たっては、事前に岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の規定に基づき、市長との協議が必要になりますので、事前に御相談ください。

注4) “土地、建物又は法人の登記事項証明書”、“法人税又は所得税の納税証明書”及び“住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるものに限る。）”は公的機関から発行された**原本**、かつ**発行日から概ね3カ月以内のもの**をご提出してください。

注5) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますので御注意願います。